

平成 30 年度診療報酬改定に係る診療行為マスター等  
の新設及び廃止予定コードについて（お知らせ）

平成 30 年度診療報酬改定につきましては、本年 2 月 7 日に、中央社会保険医療協議会から厚生労働大臣に答申され、今後、厚生労働省から診療報酬の算定方法に係る告示及び関係通知等が発出される予定です。

これに先立ち、関係者の皆様がレセプト電算処理システムに係る請求コードの移行作業を円滑に実施いただけるよう、医科診療行為マスター、歯科診療行為マスター、調剤行為マスター及び特定器材マスターの新設及び廃止予定コードを下記のとおりお知らせいたします。

なお、今般お知らせするコードの新設等につきましては、中央社会保険医療協議会の答申書に基づき作成したものであり、答申書の内容だけでは十分なコードを設定できていないと思われれます。

つきましては、今後、厚生労働省の告示等により、診療報酬改定の内容が明らかになった時点で、改めて請求コードの新設、廃止又は変更を行いますので、あらかじめご承知おき願います。

記

- 1 医科診療行為マスター  
別添 1 医科診療行為 新設予定コード一覧  
別添 2 医科診療行為 廃止予定コード一覧
- 2 歯科診療行為マスター  
別添 3 歯科診療行為 新設予定コード一覧  
別添 4 歯科診療行為 廃止予定コード一覧
- 3 調剤行為マスター  
別添 5 調剤行為 新設予定コード一覧  
別添 6 調剤行為 廃止予定コード一覧
- 4 特定器材マスター  
別添 7 特定器材 新設予定コード一覧